

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 質疑回答No. 101と103の整合性について教えてもらいたい。実績の評価期間は15年を正と考えてよいか。 | ご理解のとおりです。実績の評価期間は15年として頂ければと思います。No. 103の質疑回答は訂正します。 |
| 2 | 質疑回答No. 112 「代表者以外のJV構成員についても、専任の主任技術者の配置が必要になるのか。」と質問し、専任は必要ないと回答されている。建設に関しては前例がないと考えているため、回答は設計の主任技術者について専任が必要ないという理解か。 | ご理解のとおりです。設計業務に対する回答となります。建設業務に関しては建設業法に基づき配置頂ければと思います。2024年6月28日公表の質疑回答は修正します。 |
| 3 | 雨水貯留槽の流末の柵のレベル、敷地周辺の水路の最高水位高さ等をご教示いただきたい。 | 別添資料10 既存付帯施設関連資料のS54倉敷市新庁舎外構工事（雨水排水）を参照願います。追加で、既存外構図面ほかを公表します。詳細は現地調査にてご確認ください。現地調査の要望がある場合は、募集要項「第7の2 本事業に関する担当部署」まで連絡願います。敷地周辺水路（広瀬川）の最高水位高さ、計画降水位、計画降水流量に関する情報はありません。 |
| 4 | 児島の事業の募集要項も確認したところ、報奨金について記載があった。市民交流ゾーン事業も報奨金の対象となるのか。 | 対象となります。修正後の募集要項をご確認ください。 |
| 5 | 環境センター南側へ設ける2箇所の出入口に関連し、ごみの持込動線については指示をいただきたい。 | 市で再度検討の結果、倉敷環境センターの出入口を2か所から3か所に変更します。倉敷環境センター出入口位置図（240726変更図）を公表します。ごみの持込の動線については別添資料14 倉敷環境センター出入口位置図（240726変更図）をご確認ください。 |
| 6 | 広瀬川の河川断面（位置がわかるもの）や計画降水位、計画降水流量がわかる資料をいただきたい。 | 河川断面は、公表している資料しかないため、詳細は現地調査にてご確認ください。調査の要望がある場合は、募集要項「第7の2 本事業に関する担当部署」まで連絡願います。計画降水位、計画降水流量については、No. 3をご確認下さい。 |
| 7 | 利用者の動線や屋外広場利用者も考慮すると、現在駐車場内にある屋外トイレを撤去し、同エリア内で新設したいが、そのような提案は可能か。 | 費用を当該整備事業費に見込む場合に限り、屋外トイレの撤去、新設を可能といたします。ただし、移設後のトイレは既存トイレの機能と同等の機能を持つこととします。また、別添資料15に示す行政ゾーン整備の計画通知敷地設定範囲に新設する場合は、行政ゾーン整備の計画通知の変更が必要になることが想定されるため、市と協議が必要となります。 |
| 8 | R11年3月31日までに供用開始とあるが、引越しを含むのか。その場合、引越し期間はどの程度を見込んでいるのか。 | 引越しを含まない予定です。 |
| 9 | 北側ごみ処理場跡地を先行で来庁者用駐車場として利用することを想定しているが、その場合の先行利用範囲の維持管理・運営について確認したい。 ●事業期間前でも先行引渡しを行うことは可能か。 | 事業期間前でも先行引渡しは可能です。 |
| 10 | 屋外トイレは南北車両通路の付替えにより、場所を移動（撤去新設）することは可能か。 藤棚は、藤の移植提案を可能か。又は藤を残したまま新しい藤棚の提案は可能か。 | 屋外トイレの移設については、No. 7をご確認ください。藤棚の藤の移植は枯れる恐れがあるため不可とします。藤を残したまま既存の棚を撤去新設することは可能とします。ただし、それに伴う費用を当該整備事業費に見込む場合に限りです。 |
| 11 | 募集要項等に関する質疑回答No.26において、別添資料2の区域図境界を越境しても、当該整備工事費を事業費に見込む場合は可能との回答に関し、行政ゾーンとの調整は必要となるのか。 | 行政ゾーン事業の整備範囲に駐輪場等の設置を見込む場合は、別添資料15に示す範囲を活用することが可能です。ただし、樹木の伐採等、それに伴う費用を当該整備事業費に見込む場合に限りです。また、当該範囲に提案する場合は、行政ゾーン整備事業と調整が必要のため、市や行政ゾーン整備事業者と協議しながら進めていく必要があります。 |